

株 主 各 位

東京都台東区上野5丁目2番2号  
株 式 会 社 丹 青 社  
代表取締役社長 青 田 嘉 光

### 第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のことと拝察申しあげます。

さて、当会社第53回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年4月20日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年4月21日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目1番1号  
ロイヤルパークホテル3階
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第53期（平成22年2月1日から平成23年1月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第53期（平成22年2月1日から平成23年1月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 監査役4名選任の件
  - 第3号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tanseisha.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成22年2月1日から  
平成23年1月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新興国の経済成長を背景とした輸出、生産の増加等により一部持ち直しの動きが見られたものの、急速に円高が進む中、雇用情勢や所得環境も本格的な回復には至らず、引き続き不透明な状況で推移いたしました。

当ディスプレイ業界の事業環境につきましては、個人消費が本格的な回復に至らない中、企業の設備投資や販促関連投資は弱含みで推移しており、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のもと当グループは、利益目標達成のため、堅実経営に徹し、固定費の削減および原価の圧縮に取り組むとともに、積極的な受注獲得に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は534億41百万円（前連結会計年度比7.4%増）となり、営業利益は10億20百万円（前連結会計年度 営業損失1億99百万円）、経常利益は10億50百万円（前連結会計年度 経常損失73百万円）、当期純利益は8億11百万円（前連結会計年度 当期純損失22億97百万円）となりました。

なお、当連結会計年度の受注高は561億86百万円となりました。

市場分野別の概況は次のとおりです。

#### 商業施設分野

商業施設分野では、衣料専門店市場および飲食店市場においては、店舗投資に積極的なアパレルショップやファストフード店の需要を取り込み、売上は堅調に推移いたしました。しかしながら、大型店市場においては「京急ストア」の新装工事を手掛けたものの、ショッピングセンターの新改装は依然として減少傾向が続いており、売上は低調に推移いたしました。この結果、商業施設分野の売上高は290億54百万円（前連結会計年度比9.0%増）、営業利益は12億71百万円（前連結会計年度比10.7%減）となりました。

### 恒久展示施設分野

恒久展示施設分野では、博物館市場においては「松江歴史館」の展示工事を手掛けたこと等により、売上は堅調に推移いたしました。また、企業資料館・ショールーム市場においても「トヨタテクノミュージアム産業技術記念館テクノランド」の改装工事を手掛けたこと等により、売上は堅調に推移いたしました。この結果、恒久展示施設分野の売上高は90億52百万円（前連結会計年度比21.9%増）、営業利益は9億23百万円（前連結会計年度比35.7%増）となりました。

### 短期展示施設分野

短期展示施設分野では、博覧会市場においては「上海万博日本産業館」の展示工事を手掛けたものの、前年に手掛けた大型物件の反動により、売上は低調に推移いたしました。また、イベント市場においても「大阪・北ヤードナレッジキャピタルトライアル2010」の展示工事を手掛けたものの、企業の販促関連投資抑制の影響を受け、売上は低調に推移いたしました。この結果、短期展示施設分野の売上高は33億89百万円（前連結会計年度比29.6%減）、営業利益は3億41百万円（前連結会計年度比15.8%減）となりました。

### その他の分野

その他の分野では、アミューズメント施設市場においては「T・ジョイ博多店」の新装工事を手掛けたものの、企業の設備投資抑制の影響を受け、売上は低調に推移いたしました。しかしながら、「羽田空港新国際線ターミナル」の内装工事を手掛けたこと等により、その他の分野全体での売上は堅調に推移いたしました。この結果、その他の分野の売上高は119億45百万円（前連結会計年度比10.0%増）、営業利益は12億67百万円（前連結会計年度比130.5%増）となりました。

| 区 分             | 売 上 高     | 前 連 結 会 計 年 度 比 |
|-----------------|-----------|-----------------|
| 商 業 施 設 分 野     | 29,054百万円 | 9.0%増           |
| 恒 久 展 示 施 設 分 野 | 9,052百万円  | 21.9%増          |
| 短 期 展 示 施 設 分 野 | 3,389百万円  | 29.6%減          |
| そ の 他 の 分 野     | 11,945百万円 | 10.0%増          |
| 合 計             | 53,441百万円 | 7.4%増           |

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における特筆すべき設備投資はありません。

### (3) 資金調達の様況

当連結会計年度において、金融機関より24億円の長期借入を実施しております。

### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、海外経済の回復や各種の政策効果等による景気の持ち直しが期待されますが、海外景気の下振れ、円高の進展、物価の下落、雇用情勢の悪化等の懸念材料も依然として残っており、予断を許さない状況が続いております。

当グループを取り巻く環境につきましては、空港施設等のインフラ整備や都市再開発等、一部の市場において回復の兆しがあるものの、価格競争は引き続き厳しいものが続く見通しであります。

当グループといたしましては、新たに策定した中期経営計画に基づいた体質改善のための諸施策に取り組み、堅実経営に徹することにより、中長期的に安定した利益を確保し続けることができる企業への変革を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (5) 財産および損益の様況の推移

| 区 分           | 第50期<br>(平成19年度) | 第51期<br>(平成20年度) | 第52期<br>(平成21年度) | 第53期<br>(当連結会計年度)<br>(平成22年度) |
|---------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円)      | 45,563           | 61,154           | 49,763           | 53,441                        |
| 経常利益(百万円)     | △1,329           | 697              | △73              | 1,050                         |
| 当期純利益(百万円)    | △928             | △1,506           | △2,297           | 811                           |
| 1株当たり当期純利益(円) | △37.51           | △60.87           | △92.88           | 32.83                         |
| 総資産(百万円)      | 29,332           | 26,705           | 27,015           | 30,685                        |
| 純資産(百万円)      | 12,724           | 10,832           | 8,588            | 9,401                         |
| 1株当たり純資産(円)   | 513.78           | 437.37           | 347.11           | 380.12                        |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出してあります。

2. 決算期変更の経過期間となる第50期は、平成19年4月1日から平成20年1月31日までの10ヵ月決算となっております。

## (6) 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 資 本 金               | 当社の出資比率            | 主 要 な 事 業 内 容  |
|---------------------|---------------------|--------------------|----------------|
| 株 式 会 社 丹 青 T D C   | 200 <sup>百万円</sup>  | 100.0 <sup>%</sup> | 建 築 内 装 工 事    |
| 株 式 会 社 丹 青 研 究 所   | 50                  | 100.0              | 文化施設等の調査および研究  |
| 株式会社丹青モールマネジメント     | 50                  | 100.0              | 商業施設等の運営および管理  |
| 株式会社丹青ヒューマネット       | 70                  | 100.0              | 労働者派遣ほかサービス    |
| 株式会社丹青ディスプレイ        | 50                  | 100.0              | 展 示 内 装 工 事    |
| 株式会社ティーアンドティー       | 100                 | 100.0              | 商業施設の開発および運営管理 |
| 株 式 会 社 丹 青 ビ ジ ネ ス | 40                  | 100.0              | 事 務 サ ー ビ ス    |
| 株 式 会 社 T m G       | 20                  | 100.0              | 国際会議等の企画および運営  |
| 合同会社丹青ビルマネジメント      | 50                  | 100.0              | 不 動 産 賃 貸 業    |
| 丹青創藝設計諮詢（上海）有限公司    | 650 <sup>千米ドル</sup> | 100.0              | 建築設計等のコンサルティング |
| 北京丹青嘉輝建築裝飾有限公司      | 7,230 <sup>千元</sup> | 100.0              | 各種施設の設計および施工   |

- (注) 1. 平成22年6月30日をもって株式会社丹青ヒューマネットの全株式を取得し、完全子会社化したしました。
2. 平成22年7月30日をもって株式会社丹青モールマネジメントの資本金を100百万円から50百万円に減額いたしました。

(7) 主要な事業内容（平成23年1月31日現在）

当グループは、商業施設分野、恒久展示施設分野、短期展示施設分野、その他の分野の各事業の種類別セグメントにおいて調査、研究、企画、設計、施工、監理、運営管理およびこれらに関連する事業活動を展開しております。

| 区 分             | 主 要 な 施 設 等                               |
|-----------------|-------------------------------------------|
| 商 業 施 設 分 野     | 百貨店、ショッピングセンター、各種専門店、飲食店等                 |
| 恒 久 展 示 施 設 分 野 | 博物館、美術館、科学館、各種ショールーム等                     |
| 短 期 展 示 施 設 分 野 | 博覧会、見本市、展示会等                              |
| そ の 他 の 分 野     | オフィス、ホテル、アミューズメント施設、その他の施設等およびその他サービス、販売等 |

(8) 主要な営業所（平成23年1月31日現在）

|                   |     |                 |
|-------------------|-----|-----------------|
| 株 式 会 社 丹 青 社     | 本 社 | 東京都台東区上野5丁目2番2号 |
|                   | 支 店 | 札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡 |
| 株 式 会 社 丹 青 T D C | 本 社 | 東京都台東区          |
| 株 式 会 社 丹 青 研 究 所 | 本 社 | 東京都台東区          |
| 株式会社丹青モールマネジメント   | 本 社 | 東京都台東区          |
| 株式会社丹青ヒューマネット     | 本 社 | 東京都台東区          |
| 株式会社丹青ディスプレイ      | 本 社 | 東京都渋谷区          |
| 株式会社ティーアンドティー     | 本 社 | 東京都台東区          |
| 株式会社丹青ビジネス        | 本 社 | 東京都台東区          |
| 株式会社 T m G        | 本 社 | 東京都港区           |
| 合同会社丹青ビルマネジメント    | 本 社 | 東京都台東区          |
| 丹青創藝設計諮詢（上海）有限公司  | 本 社 | 中華人民共和国上海市      |
| 北京丹青嘉輝建築裝飾有限公司    | 本 社 | 中華人民共和国北京市      |

(9) 従業員の状況（平成23年1月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 1,108名 | 86名減        |

② 当社の従業員の状況

| 項目 | 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢     | 平均勤続年数  |
|----|------|-----------|----------|---------|
| 男性 | 660名 | 25名減      | 39歳 11ヵ月 | 13年 8ヵ月 |
| 女性 | 98名  | 3名減       | 34歳 8ヵ月  | 10年 0ヵ月 |
| 合計 | 758名 | 28名減      | 39歳 3ヵ月  | 13年 2ヵ月 |

(注) 従業員数には、当社からの出向者を除き、受入出向者を含めて記載しております。

(10) 主要な借入先（平成23年1月31日現在）

| 借入先           | 借入額       |
|---------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行    | 1,730 百万円 |
| 株式会社みずほ銀行     | 3,316     |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,630     |
| 株式会社商工組合中央金庫  | 270       |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成23年1月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 96,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 24,832,857株（自己株式100,064株を含みます。）
- (3) 株主数 2,963名
- (4) 大株主

| 株主名                       | 持株数                 | 持株比率 |
|---------------------------|---------------------|------|
| 丹青社取引先持株会                 | 1,682 <sup>千株</sup> | 6.8% |
| 株式会社みずほ銀行                 | 1,078               | 4.4  |
| 株式会社三井住友銀行                | 1,028               | 4.2  |
| 第一生命保険株式会社                | 978                 | 4.0  |
| 日本生命保険相互会社                | 926                 | 3.7  |
| 丹青社従業員持株会                 | 894                 | 3.6  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 786                 | 3.2  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行             | 760                 | 3.1  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）   | 491                 | 2.0  |
| 佐藤正                       | 436                 | 1.8  |

（注）持株比率は、自己株式（100,064株）を除いて算出しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成23年1月31日現在）

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成23年1月31日現在）

| 地 位               | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                                                              |
|-------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 会 長         | 渡 辺 亮   |                                                                                            |
| 代 表 取 締 役 社 長     | 青 田 嘉 光 |                                                                                            |
| 取 締 役 常 務 執 行 役 員 | 伊 藤 芳 晃 | 経営および事業全般担当<br>丹青創藝設計諮詢（上海）有限公司董事長                                                         |
| 取 締 役 執 行 役 員     | 高 橋 康 夫 | 商空間事業部長                                                                                    |
| 取 締 役 執 行 役 員     | 鈴 木 清 明 | 経営管理センター長                                                                                  |
| 取 締 役 執 行 役 員     | 高 橋 貴 志 | 商空間事業部 プロダクト統括部長                                                                           |
| 取 締 役 執 行 役 員     | 森 俊 憲   | 文化空間事業部長                                                                                   |
| 取 締 役 執 行 役 員     | 橋 本 俊 朗 | ストアエンジニアリング事業部長<br>北京丹青嘉輝建築裝飾有限公司董事長                                                       |
| 常 勤 監 査 役         | 重 政 俊 夫 |                                                                                            |
| 監 査 役             | 余 田 幹 男 | 税理士<br>KENZOグループ株式会社社外監査役<br>KENZO株式会社社外監査役<br>株式会社カレイド・ホールディングス社外監査役<br>株式会社ビルディング企画社外取締役 |
| 監 査 役             | 荒 川 洋   | 税理士<br>日本化成サービス株式会社社外監査役                                                                   |
| 監 査 役             | 山 田 博 重 | 弁護士<br>レーザーテック株式会社社外監査役                                                                    |

(注) 1. 取締役執行役員橋本俊朗氏は、平成22年7月1日付で北京丹青嘉輝建築裝飾有限公司の董事長に就任しております。

2. 当事業年度中における取締役の異動

平成22年4月22日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役は次のとおりです。

| 氏 名     | 退任時の地位    |
|---------|-----------|
| 鈴 木 義 隆 | 取締役常務執行役員 |
| 北 原 聰   | 取締役常務執行役員 |

### 3. 当事業年度末日以降における取締役の異動

#### ① 執行役員制度の廃止

当社は平成23年1月31日をもって、執行役員制度を廃止いたしました。

#### ② 当事業年度末日以降における取締役の担当の異動

| 氏名    | 異動後                     | 異動前                 | 異動日       |
|-------|-------------------------|---------------------|-----------|
| 高橋 康夫 | C S 事業部長                | 商空間事業部長             | 平成23年2月1日 |
| 鈴木 清明 | 経営企画・経営管理・業務管理・グループ全般担当 | 経営管理センター長           | 平成23年2月1日 |
| 高橋 貴志 | 制作管理センター長               | 商空間事業部<br>プロダクト統括部長 | 平成23年2月1日 |

4. 監査役余田幹男氏、監査役荒川洋氏および監査役山田博重氏は、社外監査役であります。
5. 監査役余田幹男氏および監査役荒川洋氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
6. 監査役余田幹男氏および監査役荒川洋氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役山田博重氏は、弁護士の資格を有しており、法律的地から企業活動の適正性を判断する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

| 区分  | 人数  | 報酬等の額     | 摘要                    |
|-----|-----|-----------|-----------------------|
| 取締役 | 10名 | 107,092千円 |                       |
| 監査役 | 4名  | 26,910千円  | (うち社外監査役 3名 15,390千円) |
| 合計  | 14名 | 134,002千円 |                       |

- (注) 1. 人数には、在籍者数ではなく、当事業年度に係る報酬等の支給対象者数を記載しております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第49回定時株主総会において、年額400,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第49回定時株主総会において、年額60,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか、平成19年6月28日開催の第49回定時株主総会での退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の決議に基づき、当事業年度中に退任した支給対象者である取締役2名に対し、退職慰労金27,091千円を支給しております。
- なお、上記金額には、過年度の事業報告において役員報酬等の総額に含めた退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職の状況および兼職先と当社との関係

| 区分  | 氏名   | 重要な兼職の状況                                                                             | 当社との関係      |
|-----|------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 監査役 | 余田幹男 | KENZOGグループ株式会社社外監査役<br>KENZO株式会社社外監査役<br>株式会社カレイド・ホールディングス社外監査役<br>株式会社ビルディング企画社外取締役 | 特別な関係はありません |
| 監査役 | 荒川洋  | 日本化成サービス株式会社社外監査役                                                                    | 特別な関係はありません |
| 監査役 | 山田博重 | レーザーテック株式会社社外監査役                                                                     | 特別な関係はありません |

#### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名   | 当事業年度における主な活動状況                                                                                             |
|-----|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 | 余田幹男 | 当事業年度に開催した取締役会15回のうち15回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。<br>また、当事業年度に開催した監査役会15回のうち15回に出席し、監査に関する重要事項の協議を行っております。 |
| 監査役 | 荒川洋  | 当事業年度に開催した取締役会15回のうち14回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。<br>また、当事業年度に開催した監査役会15回のうち14回に出席し、監査に関する重要事項の協議を行っております。 |
| 監査役 | 山田博重 | 当事業年度に開催した取締役会15回のうち13回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。<br>また、当事業年度に開催した監査役会15回のうち13回に出席し、監査に関する重要事項の協議を行っております。 |

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役余田幹男氏、監査役荒川洋氏および監査役山田博重氏の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を遂行するにつき善意かつ重大な過失がないときは、1,000万円と法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                    | 支 払 額 |
|------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額           | 47百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 47百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の子会社である丹青創藝設計諮詢(上海)有限公司および北京丹青嘉輝建築裝飾有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

次のいずれかに該当する場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

- ① 会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合
- ② 会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合
- ③ 監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合
- ④ 会計監査人の継続監査年数等から不再任相当と判断した場合

## 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社取締役会の決議した上記体制は、次のとおりです。

### (1) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役はその職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存および管理を行う。

### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理については、当社の社内規程に従い、代表取締役は、当社およびグループ会社全体のリスク管理体制を構築する権限と責任を有し、コンプライアンス担当取締役の協力のもと、リスク・コンプライアンス委員会がこれらを横断的に推進し、管理する。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、内部統制システムの構築および運用に際しては、取締役の職務執行の効率性の確保とバランスを図る。

### (4) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

代表取締役は、本社および各グループ会社について、法令等の遵守体制を構築する権限と責任を有し、コンプライアンス担当取締役がこれらを横断的に推進し、管理する。

### (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

代表取締役は、各グループ会社の不正行為等を発見・防止する体制を構築する権限と責任を有し、コンプライアンス担当取締役がこれらを横断的に推進し、管理する。

### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務執行を補助する者として、当社の使用人から監査役の補助者を任命することとし、その任命、解任等については、監査役会の同意を必要とする。監査役の職務補助者は、職務の兼任を妨げられないが、監査役会は、兼任職務内容の変更を要求することができ、監査役会からかかる変更要求があった場合には、補助者の兼任職務内容を変更しなければならない。

**(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役および使用人は、監査役会に対して、定期的の下記事項を報告する。監査役への直接の報告が必要であると思われるときは、取締役および使用人は、直ちに、各監査役に報告をすることができるものとする。

- ① 当社および関連会社の内部統制に関わる部門の活動概要
- ② 関連会社の監査役の活動概要
- ③ 業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ④ 内部通報制度の運用および通報の内容

**(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役の監査が実効的に行われるようにするため、内部統制に関わる部門は、監査役あるいは会計監査人からの照会があった場合には、直ちに、当該照会に対する回答等を行うものとする。

**(9) 反社会的勢力排除に向けた体制**

当社および各グループ会社は、丹青グループ行動基準に従い、反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある企業、団体等とは、いかなる取引も行わず、また、不当な要求を受けた場合は、断固として拒否することを宣言する。

反社会的勢力に対しては、総務部を対応部門とし、必要に応じて顧問弁護士や警察等に相談し指導を仰ぎながら適切に対応する。

**(10) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制**

当社および各グループ会社は、金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社グループは、「より良い空間創造を通じて豊かな社会と生活の実現に貢献する」ことを経営理念とし、人と人、人とモノ、人と情報が行き交う空間を「社会交流空間」ととらえ、空間やメディアを有効活用し、魅力ある「社会交流空間」の創造を事業として、創業以来発展を遂げてまいりました。

現在では、百貨店やショッピングセンター、各種専門店などの商業施設をはじめ、博物館や美術館、企業ショールームなどの恒久展示施設、博覧会や各種イベントといった短期展示施設、さらにはオフィスやシネマコンプレックス、ボウリング場などのアミューズメント施設まで、幅広い空間づくりを事業領域としています。

当社グループは、事業領域を拡大する過程において、上記に掲げる各種施設の調査、研究、企画、設計、施工、監理およびこれらに関連する事業活動に関する経営ノウハウを着実に積み重ね、「空間づくりの問題解決力、実現力」を向上させるとともに、株主や従業員、さらには委託先、取引先などの各ステークホルダーとの間に、長期にわたり強固な信頼関係を構築してまいりました。

これら「空間づくりの問題解決力、実現力」および「各ステークホルダーとの強固な信頼関係」は、当社グループの中長期的な成長を支える基盤であり、まさに企業価値を生み出す源泉であると考えております。

当社取締役会としましては、当社が上場会社として株式の流通を市場に委ねている以上、会社を支配する者の在り方は最終的には株主の多数意見によって決定されるべきものと認識しており、会社の経営権の異動を伴うような提案をただちに否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為などを実施する者の中には、当社グループの事業特性を十分に把握せず、上記に掲げる企業価値を生み出す源泉となる部分を軽視し、中長期的に見て当社グループの企業価値を毀損する恐れのある提案がなされる場合も想定されます。

当社取締役会は、株主共同の利益および中長期的な企業価値を保全する観点から、このような提案を行う者は当社の経営を支配する者として不適当であると認識しており、当該提案を受けた場合、適宜適切な対応を行ってまいります。

## (2) 基本方針の実現に資する取組み

### ① 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは「ここを動かす空間創造のプロフェッショナルであり続ける」こと、「お客さまとともに、社員とともに、社会とともに、成長する」ことを経営ビジョンに掲げ、このビジョンに沿って、多様なニーズや市場・社会の変化に対応しつつ、自らが成長・変革し続けるよう、コアコンピタンスである「空間づくりの問題解決力、実現力」に磨きをかけるとともに、新たな成長分野への事業展開を推進してまいりました。しかしながら、平成20年秋以降の世界的な金融不況の影響に伴う経営環境の急速な悪化により、当社グループの業績も悪化し、未だ厳しい事業環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、厳しい経営環境のなかでも確実に利益を創出し、成長し続けるべく、強靱な企業体質の構築を目指して、中期経営計画（平成24年1月期～平成26年1月期）を策定し、経営改革の一環として、事業改革、機能改革およびグループ改革に取り組んでおります。

当社グループとしましては、上記経営改革を実行し、当社グループの総合的な競争力の強化に努めることが、当社グループの企業価値を向上させるうえで重要なものと考えております。

また、当社グループが持続的な成長を続けるためには、さまざまなステークホルダーから信頼・理解をいただくことが必要と認識し、ISO14001の実践による環境負荷の低減やユニバーサルデザインへの取組み、プライバシーマーク制度に基づく個人情報保護体制の構築など、適正かつ適法に事業活動を展開するための体制の整備に取り組んでおります。

### ② コーポレート・ガバナンスへの取組み

当社は、当社グループの企業価値の向上が使命と認識し、その実現に向けてコーポレート・ガバナンスの強化、充実が重要な経営課題の一つであるととらえております。

その一環として、複数の指揮命令系統の潜在化という問題点を抱えていた執行役員制度を平成23年1月31日付で廃止することにより、社長以下の指揮命令系統を明確化し、更なる経営の効率化を図り、あわせて業務執行機能をより強化することといたしました。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役会を構成する4名の監査役のうち3名を社外監査役とすることで、監査役監査の透明性、実効性を確保しております。

各監査役は、取締役会へ出席し、各分野での専門的見地から助言や提言を行い、取締役会の意思決定の適正性の確保に努めております。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年4月24日に「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「現プラン」といいます。）を導入しましたが、本年4月21日開催予定の第53回定時株主総会の終結の時をもって、現プランの有効期間が満了するため、平成23年2月25日開催の取締役会において、第53回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを条件として、一部所要の変更をしたうえで継続することを決定いたしました。

継続する「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）は、大規模買付行為が行われるにあたり、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報および時間を確保する目的から、当社取締役会が定める大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと大規模買付行為に対して当社が取り得る対抗措置から構成されております。

なお、本プランの詳細については、本招集ご通知の第3号議案の添付資料（49頁から63頁）をご参照ください。

### (4) 本プランに関する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

本プランは大規模買付行為が行われるにあたり、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報および時間を確保する目的に導入するものであり、また、対抗措置の発動に際しては、経営陣から独立している社外者の判断を最大限尊重し、必要に応じて株主の皆様のご意思を事前に確認することができるようにするなど、判断の客観性ならびに運用の透明性を確保する仕組みとなっております。

よって、当社取締役会は、本プランが上記基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

---

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産および増減率等の比率は表示桁未満の端数を四捨五入しております。なお、同記載金額には消費税等を含んでおりません。

## 連結貸借対照表

(平成23年1月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部         |                   |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>20,499,081</b> | <b>流動負債</b>     | <b>16,985,890</b> |
| 現金預金            | 4,426,390         | 支払手形・工事未払金等     | 8,167,468         |
| 受取手形・完成工事未収入金等  | 7,512,826         | 短期借入金           | 3,760,000         |
| 未成工事支出金等        | 8,077,466         | 未払法人税等          | 207,510           |
| 繰延税金資産          | 37,180            | 未成工事受入金         | 2,855,091         |
| その他             | 462,639           | 賞与引当金           | 292,767           |
| 貸倒引当金           | △17,421           | 完成工事補償引当金       | 113,882           |
| <b>固定資産</b>     | <b>10,185,979</b> | 工事損失引当金         | 426,387           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6,037,550</b>  | 繰延税金負債          | 11,717            |
| 建物・構築物          | 2,803,874         | その他             | 1,151,064         |
| 機械・運搬具・工具器具備品   | 642,135           | <b>固定負債</b>     | <b>4,297,637</b>  |
| 土地              | 4,476,135         | 長期借入金           | 3,186,000         |
| 減価償却累計額         | △1,884,595        | 退職給付引当金         | 47,667            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>278,336</b>    | 役員退職慰労引当金       | 74,088            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,870,092</b>  | 繰延税金負債          | 641,566           |
| 投資有価証券          | 1,626,683         | その他             | 348,315           |
| 繰延税金資産          | 21,870            | <b>負債合計</b>     | <b>21,283,528</b> |
| 敷金保証金           | 678,283           | 純 資 産 の 部       |                   |
| その他             | 1,855,534         | <b>株主資本</b>     | <b>9,202,309</b>  |
| 貸倒引当金           | △312,279          | 資本金             | 4,026,750         |
| <b>資産合計</b>     | <b>30,685,060</b> | 資本剰余金           | 4,024,840         |
|                 |                   | 利益剰余金           | 1,191,136         |
|                 |                   | 自己株式            | △40,418           |
|                 |                   | <b>評価・換算差額等</b> | <b>199,222</b>    |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金    | 223,985           |
|                 |                   | 為替換算調整勘定        | △24,763           |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>9,401,531</b>  |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b>  | <b>30,685,060</b> |

# 連結損益計算書

(平成22年2月1日から  
平成23年1月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     | 額          |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 53,441,609 |
| 売上原価         |         | 46,351,549 |
| 売上総利益        |         | 7,090,059  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 6,069,560  |
| 営業利益         |         | 1,020,499  |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息         | 4,917   |            |
| 受取配当金        | 33,238  |            |
| 受取家賃         | 9,971   |            |
| 保険配当金        | 48,691  |            |
| 仕入割引         | 64,480  |            |
| その他          | 102,024 | 263,323    |
| 営業外費用        |         |            |
| 支払利息         | 114,658 |            |
| 貸倒引当金繰入額     | 64,016  |            |
| その他          | 54,733  | 233,407    |
| 経常利益         |         | 1,050,414  |
| 特別利益         |         |            |
| 貸倒引当金戻入額     | 25,068  |            |
| 役員退職慰労引当金戻入額 | 12,363  |            |
| 固定資産売却益      | 390     | 37,821     |
| 特別損失         |         |            |
| 事業分離における移転損失 | 48,512  |            |
| その他          | 15,503  | 64,015     |
| 税金等調整前当期純利益  |         | 1,024,220  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 208,444 |            |
| 法人税等調整額      | 3,457   | 211,901    |
| 少数株主利益       |         | 330        |
| 当期純利益        |         | 811,989    |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成22年2月1日から  
平成23年1月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |           |           |         |             |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成22年1月31日 残高                 | 4,026,750 | 4,024,840 | 379,228   | △39,470 | 8,391,349   |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |           |           |         |             |
| 剰余金の配当                        |           |           | —         |         | —           |
| 当期純利益                         |           |           | 811,989   |         | 811,989     |
| 自己株式の取得                       |           |           |           | △1,094  | △1,094      |
| 自己株式の処分                       |           |           | △81       | 146     | 65          |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 |           |           | 811,907   | △948    | 810,959     |
| 平成23年1月31日 残高                 | 4,026,750 | 4,024,840 | 1,191,136 | △40,418 | 9,202,309   |

|                               | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |          |                        | 少数株主持分 | 純資産合計     |
|-------------------------------|------------------|----------|------------------------|--------|-----------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |        |           |
| 平成22年1月31日 残高                 | 201,065          | △5,751   | 195,314                | 2,311  | 8,588,975 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |          |                        |        |           |
| 剰余金の配当                        |                  |          |                        |        | —         |
| 当期純利益                         |                  |          |                        |        | 811,989   |
| 自己株式の取得                       |                  |          |                        |        | △1,094    |
| 自己株式の処分                       |                  |          |                        |        | 65        |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 22,919           | △19,011  | 3,908                  | △2,311 | 1,596     |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 22,919           | △19,011  | 3,908                  | △2,311 | 812,555   |
| 平成23年1月31日 残高                 | 223,985          | △24,763  | 199,222                | —      | 9,401,531 |

# 連結注記表

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社11社を連結しております。

子会社の名称は次のとおりであります。(株)丹青TDC、(株)丹青ディスプレイ、(株)丹青モールマネジメント、(株)丹青研究所、(株)TmG、(株)丹青ビジネス、(株)丹青ヒューマネット、(株)ティーアンドティー、合同会社丹青ビルマネジメント、丹青創藝設計諮詢(上海)有限公司、北京丹青嘉輝建築裝飾有限公司。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

丹青創藝設計諮詢(上海)有限公司及び北京丹青嘉輝建築裝飾有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

    その他有価証券

    時価のあるもの …… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

    時価のないもの …… 移動平均法による原価法

デリバティブ …… 時価法

たな卸資産

    商品 …… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

    未完工事支出金 …… 個別法による原価法

    材料貯蔵品 …… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

リース資産以外 …………… 定率法

の有形固定資産  ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

  建物・構築物  15～50年

  機械・運搬具・工具器具備品  3～15年

リース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース資産は全て所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るものであります。

無形固定資産 …………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、各社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

賞与引当金 …………… 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

役員賞与引当金 …………… 役員に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

  なお、当連結会計年度末においては、役員賞与引当金の計上はありません。

完成工事補償引当金 …………… 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する補修費の支出見込額を実績割合により計上している他、特定の物件については補修費の個別見積額を計上しております。

工事損失引当金 …………… 受注工事等に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事等のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事等について、損失見込額を計上しております。

退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当連結会計年度末においては、退職給付引当金47,667千円のほか、投資その他の資産「その他」の中に前払年金費用1,273,559千円を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額（定額法）を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額（定額法）を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金 …………… 連結子会社の役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）、その他の工事については工事完成基準によっております。

なお、工事進行基準の適用要件を満たす工事契約が存在しないため、すべての工事について工事完成基準によっております。

(6) 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法によっております。

## 重要な会計方針の変更

### 1. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更

当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用しており、当連結会計年度に着手した工事契約から工事進行基準を適用しております。

なお、工事進行基準の適用要件を満たす工事契約が存在しないため、すべての工事について工事完成基準を適用しております。従いまして、これにより損益に与える影響はありません。

### 2. 「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）の適用

当連結会計年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。

なお、これにより損益に与える影響はありません。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 未成工事支出金等の内訳

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 未成工事支出金 | 8,060,518千円        |
| 商品      | 15,427千円           |
| 材料貯蔵品   | 1,520千円            |
| 合計      | <u>8,077,466千円</u> |

### 2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 建物及び構築物 | 1,277,033千円        |
| 土地      | 4,394,244千円        |
| 合計      | <u>5,671,277千円</u> |

#### (2) 担保に係る債務

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 短期借入金 | 600,000千円          |
| 長期借入金 | 2,976,000千円        |
| 合計    | <u>3,576,000千円</u> |

### 3. 偶発債務（保証債務等）

呉エス・アンド・エス(株) 4,000千円

P F I 事業を営む同社（当社出資会社）と金融機関との間で締結した優先貸付契約に基づく同社の金融機関からの借入金について一切の債務を担保するため、劣後貸付債権根譲渡担保権設定契約を締結しております。

4. 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は388,335千円であります。

5. 貸出コミットメント契約

当社は、医療法人社団青鶯会に対し、当社を貸主とする極度貸付金契約を締結しております。当該契約で設定された貸出コミットメントに係る、当連結会計年度末における貸出未実行残高は、次のとおりであります。

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 貸出コミットメントの総額 | 200,000千円        |
| 貸出実行残高       | —千円              |
| 差引額          | <u>200,000千円</u> |

6. 財務制限条項

当社子会社である合同会社丹青ビルマネジメントが平成21年3月13日（㈱みずほ銀行）に締結した金銭消費貸借契約の借入金残高1,686,000千円には下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触し債権者の要請があった場合には、当該債務の一括弁済をする可能性があります。

- ①合同会社丹青ビルマネジメント及び㈱丹青社の経常利益が本契約締結日以降に到来する決算期（四半期決算は除く）において2期連続して赤字のとき。
- ②合同会社丹青ビルマネジメントの純資産の部の金額が、本契約締結日以降に到来する各決算期（四半期決算は除く）において同社の設立時における資本金の70%を下回ったとき、又は㈱丹青社の純資産の部の金額が本契約締結日以降に到来する各決算期（四半期決算は除く）において平成21年1月期の金額の70%を下回ったとき。

**連結損益計算書に関する注記**

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 売上原価のうち工事損失引当金繰入額 | 149,616千円 |
|-------------------|-----------|

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項  
普通株式 24,832,857株
  
2. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項  
平成23年4月21日開催の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。  
普通株式の配当に関する事項
  - ①配当金の総額 98,931千円
  - ②配当の原資 利益剰余金
  - ③1株当たり配当額 4円00銭
  - ④基準日 平成23年1月31日
  - ⑤効力発生日 平成23年4月22日

## 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針  
当グループは、資金運用は安全性が高くかつ短期的な金融資産に限定して行い、また、資金調達には銀行等金融機関からの借入により行っております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。
  - (2) 金融商品の内容及びそのリスク  
営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。  
投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格変動リスクに晒されております。  
営業債務である支払手形・工事未払金等は、全て一年以内の支払期日であります。  
借入金は、営業取引に係る資金の調達を目的としており、変動金利の借入金は金利変動リスクに晒されております。  
デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。
  - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
    - ①信用リスクの管理  
営業債権関連  
営業債権は、取引先与信管理基準及び売上債権管理規程に沿って、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。  
デリバティブ関連  
デリバティブ取引は、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利は、金利スワップ取引を利用し、変動リスクを抑制しております。投資有価証券は、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金計画は四半期ごとに見直しを行い、必要となる資金を計画的に調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2参照）。

|                              | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)    | 差額 (千円) |
|------------------------------|--------------------|------------|---------|
| (1) 現金預金                     | 4,426,390          | 4,426,390  | —       |
| (2) 受取手形・完成工事未収入金等           | 7,512,826          | 7,512,826  | —       |
| (3) 投資有価証券                   | 1,525,810          | 1,525,810  | —       |
| 資産計                          | 13,465,027         | 13,465,027 | —       |
| (4) 支払手形・工事未払金等              | 8,167,468          | 8,167,468  | —       |
| (5) 短期借入金                    | 3,100,000          | 3,100,000  | —       |
| (6) 長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む） | 3,846,000          | 3,855,487  | 9,487   |
| 負債計                          | 15,113,468         | 15,122,955 | 9,487   |
| (7) デリバティブ取引                 | —                  | —          | —       |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当社帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形・工事未払金等、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当社帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっておりますが、金利スワップの特例処理の対象とされているものは（下記(7)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(6)参照）。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 連結貸借対照表計上額（千円） |
|-------|----------------|
| 非上場株式 | 100,873        |

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

## 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用施設等（土地を含む）を有しております。平成23年1月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は332,205千円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

| 連結貸借対照表計上額（千円） |            |            | 当連結会計年度末の時価<br>（千円） |
|----------------|------------|------------|---------------------|
| 前連結会計年度末残高     | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 |                     |
| 3,055,384      | △58,149    | 2,997,234  | 2,377,562           |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額は、減価償却による減少であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として外部の不動産鑑定士による鑑定評価額によるものであります。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号 平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日）を適用しております。

## 1株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 380円12銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 32円83銭  |

## その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成23年3月15日

株式会社 丹 青 社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |                            |
|--------------------|----------------------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 後 藤 孝 男 <sup>Ⓔ</sup> |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 山 田 円 <sup>Ⓔ</sup>   |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社丹青社の平成22年2月1日から平成23年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社丹青社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(平成23年1月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部        |                   |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>22,054,738</b> | <b>流動負債</b>    | <b>19,475,252</b> |
| 現金預金            | 3,407,174         | 支払手形           | 2,182,720         |
| 受取手形            | 427,340           | 工事未払金          | 3,682,635         |
| 完成工事未収入金        | 6,296,419         | 短期借入金          | 3,580,000         |
| 未成工事支出金         | 7,919,127         | リース債           | 7,627             |
| 材料貯蔵品           | 1,437             | 未払金            | 27,243            |
| 短期貸付金           | 3,653,000         | 未払費用           | 729,739           |
| 前払費用            | 171,503           | 未払法人税等         | 46,443            |
| その他             | 203,678           | 未成工事入金         | 2,614,579         |
| 貸倒引当金           | △24,943           | 預り金            | 452,657           |
| <b>固定資産</b>     | <b>8,903,379</b>  | 賞与引当金          | 244,658           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,146,815</b>  | 完成工事補償引当金      | 111,362           |
| 建物              | 348,710           | 工事損失引当金        | 416,334           |
| 構築物             | 907               | ファクタリング未払金     | 5,379,250         |
| 工具器具備品          | 78,292            | <b>固定負債</b>    | <b>2,564,990</b>  |
| 土地              | 2,718,906         | 長期借入金          | 1,680,000         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>261,497</b>    | リース債           | 15,133            |
| ソフトウェア          | 232,489           | 繰延税金負債         | 604,795           |
| その他             | 29,007            | 関係会社事業損失引当金    | 48,000            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>5,495,066</b>  | その他            | 217,062           |
| 投資有価証券          | 1,623,481         | <b>負債合計</b>    | <b>22,040,243</b> |
| 関係会社株式・関係会社出資金  | 1,037,665         | <b>純資産の部</b>   |                   |
| 長期貸付金           | 900,000           | <b>株主資本</b>    | <b>8,693,941</b>  |
| 破産更生債権等         | 164,138           | 資本金            | 4,026,750         |
| 長期前払費用          | 3,398             | 資本剰余金          | 4,024,840         |
| 前払年金費用          | 1,183,499         | 資本準備金          | 4,024,840         |
| 敷金保証金           | 552,553           | 利益剰余金          | 682,768           |
| その他             | 339,665           | 利益準備金          | 302,866           |
| 貸倒引当金           | △309,337          | その他利益剰余金       | 379,901           |
| <b>資産合計</b>     | <b>30,958,118</b> | 別途積立金          | 2,800,000         |
|                 |                   | 繰越利益剰余金        | △2,420,098        |
|                 |                   | <b>自己株式</b>    | <b>△40,418</b>    |
|                 |                   | 評価・換算差額等       | 223,933           |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金   | 223,933           |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>8,917,874</b>  |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>30,958,118</b> |

# 損益計算書

(平成22年2月1日から  
平成23年1月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額        | 金 額        |
|----------------|------------|------------|
| 売 上 高          |            |            |
| 完成工事高          | 41,028,933 |            |
| 設計収入等売上高       | 5,511,931  | 46,540,864 |
| 売 上 原 価        |            |            |
| 完成工事原価         | 36,287,476 |            |
| 設計収入等売上原価      | 4,776,324  | 41,063,801 |
| 売上総利益          |            |            |
| 完成工事総利益        | 4,741,456  |            |
| 設計収入等総利益       | 735,607    | 5,477,063  |
| 販売費及び一般管理費     |            | 4,872,529  |
| 営業利益           |            | 604,533    |
| 営業外収益          |            |            |
| 受取利息及び配当金      | 563,879    |            |
| 受取の家賃他         | 52,095     |            |
| その他            | 120,202    | 736,176    |
| 営業外費用          |            |            |
| 支払利息           | 123,433    |            |
| 貸倒引当金繰入額       | 64,016     |            |
| その他            | 38,668     | 226,118    |
| 経常利益           |            | 1,114,592  |
| 特別利益           |            |            |
| 貸倒引当金戻入額       | 18,328     | 18,328     |
| 特別損失           |            |            |
| 関係会社出資金評価損     | 43,667     |            |
| 関係会社事業損失引当金繰入額 | 17,000     |            |
| その他            | 13,964     | 74,631     |
| 税引前当期純利益       |            | 1,058,288  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 18,310     |            |
| 法人税等調整額        | 7,493      | 25,803     |
| 当期純利益          |            | 1,032,484  |

# 株主資本等変動計算書

(平成22年2月1日から  
平成23年1月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |                 |               |           |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------------|---------------|-----------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                 |               | 利 益 剰 余 金 |
|                         |           | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 準 備 金 |
| 平成22年1月31日 残高           | 4,026,750 | 4,024,840 | —               | 4,024,840     | 302,866   |
| 事業年度中の変動額               |           |           |                 |               |           |
| 剰余金の配当                  |           |           |                 |               |           |
| 当期純利益                   |           |           |                 |               |           |
| 自己株式の取得                 |           |           |                 |               |           |
| 自己株式の処分                 |           |           |                 |               |           |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |           |                 |               |           |
| 事業年度中の変動額合計             |           |           |                 |               |           |
| 平成23年1月31日 残高           | 4,026,750 | 4,024,840 | —               | 4,024,840     | 302,866   |

|                         | 株 主 資 本   |            |           |         |             | 評価・換算差額等                | 純資産合計     |
|-------------------------|-----------|------------|-----------|---------|-------------|-------------------------|-----------|
|                         | 利 益 剰 余 金 |            |           | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |                         |           |
|                         | その他利益剰余金  |            | 利益剰余金合計   |         |             | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 |           |
|                         | 別途積立金     | 繰越利益剰余金    |           |         |             |                         |           |
| 平成22年1月31日 残高           | 2,800,000 | △3,452,501 | △349,635  | △39,470 | 7,662,485   | 200,975                 | 7,863,461 |
| 事業年度中の変動額               |           |            |           |         |             |                         |           |
| 剰余金の配当                  |           | —          | —         |         | —           |                         | —         |
| 当期純利益                   |           | 1,032,484  | 1,032,484 |         | 1,032,484   |                         | 1,032,484 |
| 自己株式の取得                 |           |            |           | △1,094  | △1,094      |                         | △1,094    |
| 自己株式の処分                 |           | △81        | △81       | 146     | 65          |                         | 65        |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |            |           |         |             | 22,957                  | 22,957    |
| 事業年度中の変動額合計             |           | 1,032,403  | 1,032,403 | △948    | 1,031,455   | 22,957                  | 1,054,413 |
| 平成23年1月31日 残高           | 2,800,000 | △2,420,098 | 682,768   | △40,418 | 8,693,941   | 223,933                 | 8,917,874 |

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法 …… 時価法

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 …………… 個別法による原価法

材料貯蔵品 …………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

リース資産以外 …………… 定率法

の有形固定資産 …………… ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 …………… 15～50年

構築物 …………… 20年

工具器具備品 …………… 3～15年

リース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース資産は全て所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るものであります。

無形固定資産 …………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用 …………… 均等償却

### 3. 引当金の計上基準

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸倒引当金       | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。                                                                                                                                                                                                            |
| 投資損失引当金     | 関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の資産内容等を勘案して必要額を計上しております。<br>なお、当事業年度末においては、投資損失引当金の計上はありません。                                                                                                                                                                                                           |
| 賞与引当金       | 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。                                                                                                                                                                                                                                               |
| 役員賞与引当金     | 役員に対する賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。<br>なお、当事業年度末においては、役員賞与引当金の計上はありません。                                                                                                                                                                                                              |
| 完成工事補償引当金   | 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する補修費の支出見込額を実績割合により計上している他、特定の物件については補修費の個別見積額を計上しております。                                                                                                                                                                                                     |
| 工事損失引当金     | 受注工事等に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事等のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事等について、損失見込額を計上しております。                                                                                                                                                                                                     |
| 関係会社事業損失引当金 | 関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する投資額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。                                                                                                                                                                                                                                    |
| 退職給付引当金     | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。<br>なお、当事業年度末においては、退職給付引当金の計上はなく、投資その他の資産に「前払年金費用」1,183,499千円を計上しております。<br>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額（定額法）を費用処理しております。<br>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額（定額法）を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 |

#### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

##### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）、その他の工事については工事完成基準によっております。

なお、工事進行基準の適用要件を満たす工事契約が存在しないため、すべての工事について工事完成基準によっております。

#### 5. 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

### 重要な会計方針の変更

#### 1. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更

当事業年度より「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用しており、当事業年度に着手した工事契約から工事進行基準を適用しております。

なお、工事進行基準の適用要件を満たす工事契約が存在しないため、すべての工事について工事完成基準を適用しております。従いまして、これにより損益に与える影響はありません。

#### 2. 「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)の適用

当事業年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。

なお、これにより損益に与える影響はありません。

### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,629,955千円

#### 2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### (1) 担保に供している資産

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 建物及び構築物 | 261,654千円          |
| 土地      | 2,637,244千円        |
| 合計      | <u>2,898,898千円</u> |

(2) 担保に係る債務

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 短期借入金 | 420,000千円          |
| 長期借入金 | 1,470,000千円        |
| 合計    | <u>1,890,000千円</u> |

3. 偶発債務（保証債務等）

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 呉エス・アンド・エス(株)(注) 1  | 4,000千円     |
| 合同会社丹青ビルマネジメント(注) 2 | 1,686,000千円 |
| 株丹青ビジネス(注) 3        | 3,554千円     |

(注) 1

P F I 事業を営む同社（当社出資会社）と金融機関との間で締結した優先貸付契約に基づく同社の金融機関からの借入金について一切の債務を担保するため、劣後貸付債権根譲渡担保権設定契約を締結しております。

(注) 2

同社（当社子会社）の金融機関からの借入金について、債務保証を行っております。

(注) 3

同社（当社子会社）と、仕入先等との間で締結した航空券取扱委託契約等に基づく同社の一切の債務を保証しております。

4. 関係会社に対する金銭債権債務

|        |             |
|--------|-------------|
| 短期金銭債権 | 3,747,351千円 |
| 長期金銭債権 | 900,000千円   |
| 短期金銭債務 | 6,207,864千円 |
| 長期金銭債務 | 63,420千円    |

5. 役員に対する金銭債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債務 | 2,466千円   |
| 長期金銭債務 | 151,816千円 |

6. 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は384,541千円であります。

## 6. 貸出コミットメント契約

当社は、医療法人社団青鷺会に対し、当社を貸主とする極度貸付金契約を締結しております。当該契約で設定された貸出コミットメントに係る、当事業年度末における貸出未実行残高は、次のとおりであります。

|              |           |
|--------------|-----------|
| 貸出コミットメントの総額 | 200,000千円 |
| 貸出実行残高       | 一千円       |
| 差引額          | 200,000千円 |

## 7. 財務制限条項

当社が債務保証を行っている、平成21年3月13日（㈱みずほ銀行）締結の金銭消費貸借契約に基づく当社子会社の合同会社丹青ビルマネジメントの借入金残高1,686,000千円には下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触し債権者の要請があった場合には、当該保証債務の一括弁済をする可能性があります。

- ①合同会社丹青ビルマネジメント及び㈱丹青社の経常利益が本契約締結日以降に到来する決算期（四半期決算は除く）において2期連続して赤字のとき。
- ②合同会社丹青ビルマネジメントの純資産の部の金額が、本契約締結日以降に到来する各決算期（四半期決算は除く）において同社の設立時における資本金の70%を下回ったとき、又は㈱丹青社の純資産の部の金額が本契約締結日以降に到来する各決算期（四半期決算は除く）において平成21年1月期の金額の70%を下回ったとき。

## 損益計算書に関する注記

### 1. 関係会社との取引高

|            |             |
|------------|-------------|
| 売上高        | 115,858千円   |
| 売上原価       | 4,673,021千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 687,185千円   |
| 営業取引以外の取引高 | 605,072千円   |

2. 売上原価のうち工事損失引当金繰入額 139,563千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 100,064株 |
|------|----------|

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 流動の部

#### 繰延税金資産

|            |           |
|------------|-----------|
| 賞与引当金・未払賞与 | 244,205千円 |
| 完成工事補償引当金  | 45,313千円  |
| 工事損失引当金    | 169,406千円 |
| 工事進行基準調整額  | 54,795千円  |
| その他        | 65,536千円  |

|          |            |
|----------|------------|
| 繰延税金資産小計 | 579,257千円  |
| 評価性引当額   | △579,257千円 |
| 繰延税金資産合計 | －千円        |

### 固定の部

#### 繰延税金資産

|           |             |
|-----------|-------------|
| 土地評価損     | 2,047,691千円 |
| ソフトウェア開発費 | 140,631千円   |
| 貸倒引当金     | 113,711千円   |
| 繰越欠損金     | 1,415,568千円 |
| その他       | 181,096千円   |

|          |              |
|----------|--------------|
| 繰延税金資産小計 | 3,898,700千円  |
| 評価性引当額   | △3,898,700千円 |
| 繰延税金資産合計 | －千円          |

#### 繰延税金負債

|              |            |
|--------------|------------|
| その他有価証券評価差額金 | △123,228千円 |
| 前払年金費用       | △481,566千円 |
| 繰延税金負債合計     | △604,795千円 |

## リースにより使用する固定資産に関する注記

1. 当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額  
39,124千円
2. 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額  
25,223千円

3. 当事業年度の末日におけるリース物件  
の未経過リース料相当額

13,900千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種類  | 会社等の名称             | 議決権等の<br>所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者との関係                                                                                                            | 取引の内容              | 取引金額<br>(注) 4 | 科目            | 期末残高<br>(注) 4 |
|-----|--------------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------|---------------|---------------|
| 子会社 | ㈱丹青TDC             | 所有<br>直接100%               | 当社の工事施工に伴う工事の一部を受注しております。<br>当社より本社屋を賃借しております。<br>役員の兼任 3名                                                           | 資金の預り<br>(注) 1     | 7,330,000     | 預り金           | 150,000       |
|     |                    |                            |                                                                                                                      | 配当の受取              | 200,000       | —             | —             |
| 子会社 | ㈱丹青研究所             | 所有<br>直接100%               | 当社の事業に係る文化施設に関する情報集約、調査、研究の一部を行っております。<br>当社より本社屋を賃借しております。<br>役員の兼任 3名                                              | 資金の預り<br>(注) 1     | 2,705,000     | 預り金           | 265,000       |
| 子会社 | ㈱丹青ビジネス            | 所有<br>直接100%               | 当社の建物等の保守管理、情報処理、事務用度品及び機器等の一部を受注しております。<br>当社より融資を受けております。<br>当社より債務保証を受けております。<br>当社より本社屋の一部を賃借しております。<br>役員の兼任 1名 | 資金の貸付<br>(注) 2     | 34,178,000    | 短期貸付金         | 3,593,000     |
|     |                    |                            |                                                                                                                      | ファクタリング取引<br>(注) 2 | 13,274,600    | ファクタリング未払金    | 5,379,250     |
|     |                    |                            |                                                                                                                      | 利息の受取<br>(注) 2     | 39,381        | 流動資産<br>「その他」 | 4,349         |
| 子会社 | 合同会社丹青ビル<br>マネジメント | 所有<br>直接100%               | 当社より融資を受けております。<br>銀行借入について当社より保証を受けております。<br>役員の兼任 1名                                                               | 資金の貸付<br>(注) 2     | —             | 長期貸付金         | 900,000       |
|     |                    |                            |                                                                                                                      | 利息の受取<br>(注) 2     | 22,499        | 流動資産<br>「その他」 | 1,910         |
|     |                    |                            |                                                                                                                      | 債務の保証<br>(注) 3     | 1,686,000     | —             | —             |
|     |                    |                            |                                                                                                                      | 配当の受取              | 116,000       | —             | —             |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の預りにあたっては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 資金の貸付にあたっては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
なお、担保は受入れておりません。  
ファクタリング取引は、当社の営業債務に関し当社、当社の仕入先、(株)丹青ビジネスの三者間で基本契約を締結し、ファクタリング方式による決済を行っているものであります。
3. 同社の金融機関からの借入に対して、保証を行っております。
4. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。また、ファクタリング未払金以外の期末残高には、消費税等は含まれておりません。

#### 1 株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 360円57銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 41円74銭  |

#### 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

#### その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成23年3月15日

株式会社 丹 青 社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |                            |
|--------------------|----------------------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 後 藤 孝 男 <sup>Ⓔ</sup> |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 山 田 円 <sup>Ⓔ</sup>   |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社丹青社の平成22年2月1日から平成23年1月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年2月1日から平成23年1月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受け、また、監査室の監査結果についても報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、監査役および監査役会は、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びこれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、当該基本方針に基づく取り組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年3月17日

|            |           |
|------------|-----------|
| 株式会社 丹 青 社 | 監査役会      |
| 常勤監査役      | 重 政 俊 夫 ㊟ |
| 社外監査役      | 余 田 幹 男 ㊟ |
| 社外監査役      | 荒 川 洋 ㊟   |
| 社外監査役      | 山 田 博 重 ㊟ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 剰余金の処分に関する事項

第53期は繰越利益剰余金が△2,420,098千円となりましたが、株主の皆様への安定配当を実施するため、別途積立金の取崩しのご承認をお願いするものであります。

- (1) 減少する剰余金の項目とその額  
別途積立金 2,600,000円
- (2) 増加する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金 2,600,000円

#### 2. 期末配当に関する事項

当社は、長期的な観点に立ち資本の充実を勘案しながら、収益の状況に応じた配当を行うことを基本方針としております。

当期の業績は事業報告に記載のとおり、一定の回復を果たしたことおよび経営環境等を総合的に勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金4円  
総額 98,931,172円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成23年4月22日

## 第2号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴および当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 鈴木義隆<br>(昭和24年7月18日) | 昭和48年4月 当社入社<br>平成9年6月 当社取締役経営企画室長<br>平成12年4月 当社取締役経営統括部長<br>平成15年6月 丹青創藝設計諮詢(上海)有限公司董事長<br>平成16年4月 当社常務取締役経営統括部長兼事業開発室長<br>平成18年4月 当社取締役常務経営管理本部長兼経営統括部長<br>平成19年4月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長<br>平成20年2月 当社取締役常務執行役員経営管理担当<br>平成21年4月 株式会社TmG代表取締役CEO<br>平成22年4月 当社顧問<br>現在に至る          | 42,000株    |
| 2     | 余田幹男<br>(昭和22年4月21日) | 昭和46年4月 国税庁入庁<br>昭和53年7月 鹿屋税務署長<br>平成元年7月 熊本国税局調査査察部長<br>平成13年7月 国税庁徴収部長<br>平成14年8月 税理士開業<br>平成17年6月 KENZO株式会社社外監査役<br>現在に至る<br>平成17年7月 KENZOグループ株式会社社外監査役<br>現在に至る<br>平成17年8月 株式会社カレイド・ホールディングス社外監査役<br>現在に至る<br>平成19年6月 当社社外監査役<br>現在に至る<br>平成20年12月 株式会社ビルディング企画社外取締役<br>現在に至る | 16,000株    |
| 3     | 山田博重<br>(昭和26年8月29日) | 昭和50年4月 山田法律特許事務所入所<br>昭和62年10月 司法試験合格<br>昭和63年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生<br>平成2年4月 東京弁護士会入会、弁護士登録<br>平成13年9月 レーザーテック株式会社社外監査役<br>現在に至る<br>平成19年6月 当社社外監査役<br>現在に至る                                                                                                                       | 1,000株     |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)        | 略 歴 およ び 当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                      | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|-----------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4         | 長 谷 川 明<br>(昭和23年9月19日) | 昭和46年4月 神田税務署入署<br>平成5年7月 沼津税務署副所長<br>平成14年7月 鎌倉税務署長<br>平成18年7月 税務大学校副校長<br>平成19年3月 金沢税務局長<br>平成20年8月 税理士開業<br>現在に至る | 一株                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 余田幹男氏、山田博重氏および長谷川明氏は社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由  
余田幹男氏および長谷川明氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する高い見識により、客観的な立場から監査機能を発揮していただけることを期待して選任しております。  
また、山田博重氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する高い見識により、客観的な立場から監査機能を発揮していただけることを期待して選任しております。
4. 社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断する理由  
余田幹男氏および長谷川明氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士として財務および会計に関する専門知識と経験を有し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。  
また、山田博重氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に関する専門知識と経験を有し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
5. 監査役に就任してからの年数  
余田幹男氏および山田博重氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の日をもって4年となります。
6. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要  
当社は余田幹男氏および山田博重氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を遂行するにつき善意かつ重大な過失がないときは、金1,000万円と法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする旨の契約を締結しております。  
なお、余田幹男氏および山田博重氏の両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、長谷川明氏の選任が承認された場合には、同内容の契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成20年4月24日開催の第50回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「現プラン」といいます。）につき、株主の皆様のご承認をいただきました。

現プランの有効期限は平成23年4月21日開催予定の当社第53回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社は、現プランの有効期限満了に先立ち、当社を取り巻く社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる動向等を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる観点から、現プランの更新の是非について検討を重ねてまいりました。

その結果、平成23年2月25日開催の当社取締役会において、本株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを条件に、現プランの一部を変更したうえで継続することを決定いたしましたので、株主の皆様にご承認をお願いいたしたいと存じます。（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）

なお、本プランの具体的内容を決定した上記取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役4名全員が出席し、その全員が本プランへの更新に賛成しております。

現プランから本プランへの主な変更点は以下のとおりであります。

- ①対抗措置の発動に関して、独立委員会が株主の皆様の意思を確認すべきとの留保を付した場合、または当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合には、「株主意思確認総会」を開催する手続きを定めました。
- ②その他、①の見直しに関連する引用箇所の記事の修正および関係法令の整備に伴う所要の修正ならびに文言の整理等を行いました。

なお、詳細につきましては添付資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご覧ください。

以 上

(添付資料：当社平成23年2月25日付公表資料より)

### 当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について

当社は、平成20年3月21日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「基本方針」といいます。)を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為(ただし、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に関する対応策(以下、「現プラン」といいます。)を決定し、平成20年4月24日開催の当社第50回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。現プランの有効期限は平成23年4月21日開催予定の当社第53回定時株主総会の終結の時までとされております。

当社は、現プランの有効期間満了に先立ち、当社を取り巻く社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる動向等を踏まえ、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる観点から、現プランの更新の是非について検討を重ねてまいりました。その結果、当社は、平成23年2月25日開催の当社取締役会において、第53回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを条件として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、現プランを内容の一部を変更したうえで継続することを決定いたしましたので、お知らせいたします。(以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。)

本プランの具体的内容を決定した上記取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役4名が出席し、その全員が本プランへの更新に賛成しております。また、現プランにかかる独立委員会の委員全員が本プランへの更新について賛成しております。

なお、平成23年2月25日現在、当社株式の大規模買付行為に関する具体的提案はなされておりません。

注1：特定株主グループとは、

- (1) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、
- (2) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (1) 特定株主グループが、注1の(1)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も加算するものとします。)又は、
- (2) 特定株主グループが、注1の(2)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。  
各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たって、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは、「より良い空間創造を通じて豊かな社会と生活の実現に貢献する」ことを経営理念とし、人と人、人とモノ、人と情報が行き交う空間を「社会交流空間」ととらえ、空間やメディアを有効活用し、魅力ある「社会交流空間」の創造を事業として、創業以来発展を遂げてまいりました。

現在では、百貨店やショッピングセンター、各種専門店などの商業施設をはじめ、博物館や美術館、企業ショールームなどの恒久展示施設、博覧会や各種イベントといった短期展示施設、さらにはオフィスやシネマコンプレックス、ボウリング場などのアミューズメント施設まで、幅広い空間づくりを事業領域としています。

当社グループは、事業領域を拡大する過程において、上記に掲げる各種施設の調査、研究、企画、設計、施工、監理及びこれらに関連する事業活動に関する経営ノウハウを着実に積み重ね、「空間づくりの問題解決力、実現力」を向上させるとともに、株主や従業員、さらには委託先、取引先などの各ステークホルダーとの間に、長期にわたり強固な信頼関係を構築してまいりました。

これら「空間づくりの問題解決力、実現力」および「各ステークホルダーとの強固な信頼関係」は、当社グループの中長期的な成長を支える基盤であり、まさに企業価値を生み出す源泉であると考えております。

当社取締役会としましては、当社が上場会社として株式の流通を市場に委ねている以上、会社を支配する者の在り方は最終的には株主の多数意見によって決定されるべきものと認識しており、会社の経営権の異動を伴うような提案をただちに否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為などを実施する者の中には、当社グループの事業特性を十分に把握せず、上記に掲げる企業価値を生み出す源泉となる部分を軽視し、中長期的に見て当社グループの企業価値を毀損する恐れのある提案がなされる場合も想定されます。

当社取締役会は、株主共同の利益及び中長期的な企業価値を保全する観点から、このような提案を行う者は当社の経営を支配する者として不適当であると認識しており、当該提案を受けた場合、適宜適切な対応を行ってまいります。

## II 基本方針の実現に資する取組み

### 1. 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは「ここを動かす空間創造のプロフェッショナルであり続ける」こと、「お客さまとともに、社員とともに、社会とともに、成長する」ことを経営ビジョンに掲げ、このビジョンに沿って、多様なニーズや市場・社会の変化に対応しつつ、自らが成長・変革し続けるよう、コアコンピタンスである「空間づくりの問題解決力、実現力」に磨きをかけるとともに、新たな成長分野への事業展開を推進してまいりました。

しかしながら、平成20年秋以降の世界的な金融不況の影響に伴う経営環境の急速な悪化により、当社グループの業績も悪化し、未だ厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、厳しい経営環境のなかでも確実に利益を創出し、成長し続けるべく、強靱な企業体質の構築を目指して、中期経営計画（平成24年1月期～平成26年1月期）を策定し、経営改革を実行しております。

主な改革の内容は次のとおりであります。

### (1) 事業改革

#### ①事業の再編成、再構築

商空間事業を土台に、IMC（Integrated Marketing Communication）事業およびエリア事業（支店）の統合をはかり、各事業のリソースを活用することによる採算性の向上に取り組みます。また、事業を統合することにより、既存の事業間の狭間にある業務を確実に取り込み、市況や特需に左右されることなく、一定の利益を確保し、安定成長を果たせる体質へ転換いたします。

#### ②職種間協業の促進

川上段階での事業開発力を重視し、従来の営業－デザイナー－制作という職種間リレー方式ではなく、デザイン職と制作職の協業領域（生産機能）および営業職とデザイン職の協業領域（企画・販売機能）を特に重点的に強化することにより、多様化する顧客のニーズに 대응してまいります。

### (2) 機能改革

#### ①企業統治体制の見直し

コーポレート・ガバナンスの強化、充実が重要な経営課題であると認識しており、より効率的かつ透明性の高い経営を目指し、執行役員制度の廃止、役員人事制度の透明化等の施策を実行いたします。

#### ②人事・労務制度の見直し

当社の事業活動における最も重要な要素は人材であるため、従業員のモチベーションを高め、働きやすい環境を整えることで、如何なく能力を発揮することができることを考え、新たな人事制度を導入いたします。

#### ③業務プロセスの見直し

専任部署を設置し、当社グループ全体の業務の省力化、合理化、時間短縮を実現する業務プロセスを再構築いたします。

### (3) グループ改革

#### ①グループ会社の再ポジショニング

グループ各社の役割を再定義し、当社グループ全体での採算性と価値向上を目指します。

当社は、上記、中期経営計画に基づいた改革を実行し、当社グループの総合的な競争力の強化に努めることが、当社グループの企業価値を向上させるうえで重要なものと考えております。

また、当社グループが持続的な成長を続けるためには、さまざまなステークホルダーから信頼・理解をいただくことが必要と認識し、ISO14001の実践による環境負荷の低減やユニヴァーサルデザインへの取組み、プライバシーマーク制度に基づく個人情報保護体制の構築など、適正かつ適法に事業活動を展開するための体制の整備に取り組んでおります。

## 2. コーポレート・ガバナンスへの取組み

当社は、当社グループの企業価値の向上を使命と認識し、その実現に向けてコーポレート・ガバナンスの強化、充実が重要な経営課題の一つであるととらえております。

その一環として、複数の指揮命令系統の潜在化という問題点を抱えていた執行役員制度を平成23年1月31日付で廃止することにより、社長以下の指揮命令系統を明確化し、更なる経営の効率化を図り、あわせて業務執行機能をより強化することといたしました。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役会を構成する4名の監査役のうち3名を社外監査役とすることで、監査役監査の透明性、実効性を確保しております。

各監査役は、取締役会へ出席し、各分野での専門的見地から助言や提言を行い、取締役会の意思決定の適正性の確保に努めております。

## Ⅲ 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

### 1. 本プラン導入の目的

本プランは、上記Ⅰ. に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報及び時間を確保すること及び大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

### 2. 本プランの概要

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われるにあたり、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報及び時間を確保する目的から、当社取締役会が定める大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記「3. 大規模買付ルール」をご参照ください。）と、大規模買付行為に対して当社が取りうる対抗措置から構成されています。当社取締役会は、大規模買付ルールの遵守を大規模買付者に求め、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合及び遵守した場合につき一定の対応方針（後記「4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」をご参照ください。）を定め、必要に応じて新株予約権の無償割当て等による対抗措置を決議いたします。

### 3. 大規模買付ルール

#### (1) 大規模買付者による情報の提供

大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当該買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言及び以下の内容等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要等

当社取締役会は、意向表明書を受領後、直ちに開示するとともに、意向表明書の受領後10営業日以内に大規模買付者から当初提供していただくべき情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付します。提出された本必要情報が不十分であると当社取締役会が判断した場合には、独立委員会（「4.（3）独立委員会の設置」をご参照ください。）に諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めて、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。大規模買付者に当初提出していただく本必要情報の項目の一部は、以下のとおりです。

- ①特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の詳細（名称、住所、事業内容、資本構成、財務内容等を含む。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容
- ③大規模買付行為における当社株式の買付価格の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者の名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- ④当社グループの経営に参画した後に予定する、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、並びに役員候補者及びその略歴
- ⑤大規模買付行為実行後に予定する当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループの利害関係者の処遇方針

なお、当社取締役会は、本必要情報の提供完了を直ちに開示するとともに、本必要情報及びその他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

#### (2) 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者が上記3.（1）に定める情報の提供を完了した後、以下に定める期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間として与えられるものとします。

- ①対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社株式の買付の場合は60日間
- ②その他の大規模買付行為の場合は90日間

当社取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に對抗措置の発動又は不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合（取締役会評価期間内に独立委員会が取締役会に対し4.（3）に掲げる勧告を行うに至らない場合等）は、当社取締役会は独立委員会の勧告に基づき、30日間を上限として取締役会評価期間を延長できるものとし

ます。当社取締役会が取締役会評価期間を延長する場合は、延長する日数及び延長の理由を速やかに情報開示いたします。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

#### 4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

##### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何に関わらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める對抗措置を取る場合があります。具体的な對抗措置については、その時点で当社取締役会が相当と判断するものを選択することとなります。

当社取締役会が具体的對抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、原則として別紙3に記載のとおりとします。なお、新株予約権の無償割当てを行うにあたっては、對抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

##### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うことはありますが、原則として、大規模買付行為に対する對抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容及び当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上ご判断いただくこととなります。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、上記4.（1）に定める對抗措置をとることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると認められる場合に、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにも関わらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に委譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤大規模買付者の提案する株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然これに該当するものではありません。）
- ⑥大規模買付者の提案する買付条件（買付対価の金額、種類、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑦大規模買付者による支配権取得により、株主はもとより、従業員、取引先、顧客その他の当社グループの利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑧大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

### (3) 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会による判断の客観性を担保する観点から、独立委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）を定め、当社と独立した立場にある社外監査役及び社外の有識者で構成される独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、当社と独立した立場にある社外監査役及び社外の有識者から選任するものとします。（本プランの更新時における独立委員会の委員の氏名・略歴は、別紙2をご参照ください。）

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、当該大規模買付行為が上記4. (2) ①～⑧に掲げる各事項に該当するか否か、及び当該大規模買付行為に対し当社取締役会がその時点において相当と判断する具体的対抗措置が許容されうるか否かについて、当社取締役会に勧告します。その後取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置発動の是非を判断することとなります。

なお、独立委員会は、当該大規模買付行為が上記4. (2) ①～⑧に掲げる各事項に該当するか否かが検討課題となっている場合に対抗措置を発動すべき旨勧告する際、当該対抗措置の発動に関して下記(4)に基づき株主意思確認のための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます)の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

#### (4) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、対抗措置の発動に関して、上記(3)に従い、独立委員会があらかじめ対抗措置の発動に関して株主意思確認総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は当該大規模買付行為が上記4. (2) ①～⑧に掲げる各事項に該当するか否かが検討課題となっており、かつ、株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案したうえ、取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

#### (5) 対抗措置の発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大規模買付行為が撤回されるなど、発動を決定するにあたり前提となった事実関係に変動が生じ、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当該対抗措置の発動の停止又は変更を行うことができるものとします。

なお、対抗措置の発動を停止又は変更する場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、速やかな情報開示を行います。

### 5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

#### (1) 本プランの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの更新時には、新株予約権の無償割当て等は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

#### (2) 対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が、具体的な対抗措置の発動を決定した場合には、当社は、法令及び適時開示規則等に従って、適時適切な情報開示を行います。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただくこととなりますが、当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得できる旨

の取得条項に従い当該新株予約権の取得手続を行う場合は、大規模買付者以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになります。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令及び適時開示規則に基づき、別途お知らせいたします。

なお、当社は、新株予約権の割当ての基準日や新株予約権の割当ての効力発生後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

#### 6. 本プランの適用開始と有効期限について

本プランは、平成23年4月21日開催予定の第53回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを更新の条件としていますが、その有効期限につきましては、第53回定時株主総会終結の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、その後本プランの継続については、定時株主総会の承認を得ることとします。当社取締役会は、本プランを継続することが承認された場合は、その旨を速やかにお知らせします。

なお、本プランは、その有効期限が到来していない場合でも、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ、随時本プランの見直しを行い、必要に応じて当社株主総会の承認を得た上で、本プランの修正・変更を行うことがあります。本プランが廃止された場合には直ちに開示し、修正、変更された場合には、当社取締役会が必要と判断する事項について速やかにお知らせします。

### IV 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

#### 1. 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）をすべて充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。

2. 株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的に導入するものです。

3. 株主意思を尊重していること

当社は、第53回定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に本プランへの更新をさせていただく予定です。

また、一定の場合には、本プランに従った対抗措置の発動の是非について、当社取締役会が株主意思確認総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することができます。

更に、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、「Ⅲ. 4. (3) 独立委員会の設置」に記載のとおり、独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外監査役又は社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様へ情報を開示することとし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

5. 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいて独立委員会は、大規模買付者が出現すると、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を受けることができるとされています。これにより、独立委員会による判断の公正性及び客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

6. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

「Ⅲ. 6. 本プランの適用開始と有効期限について」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の期差選任を行っていないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

## 独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・独立委員会の委員の任期は、選任された日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の直後に開催される取締役会の終結時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りでない。  
また、社外監査役であった独立委員会の委員が、社外監査役でなくなった場合には、委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の実施又は不実施等に関する最終的な決定を行う（ただし、対抗措置の発動に関して、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う）。なお、独立委員会の各委員及び当社の各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 大規模買付ルールが遵守されたか否かの判断
  - ② 大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かの判断
  - ③ 大規模買付行為に対し当社取締役会がその時点において相当と判断する具体的対抗措置を発動することが許容されうるか否かの判断
  - ④ 対抗措置の発動に関して株主意思確認総会招集の要否の判断
  - ⑤ 対抗措置の中止の判断
  - ⑥ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
  - ① 大規模買付者及び当社取締役会が提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ② 大規模買付者による大規模買付行為の内容の精査、検討
  - ③ 大規模買付者との交渉、協議
  - ④ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求及び代替案の検討
  - ⑤ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定めた事項

- ・独立委員会は、大規模買付者から提出された意向表明書の記載内容又は本必要情報の提供が不十分であると判断した場合には、追加的に情報等を提出するよう求める。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提示するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から大規模買付行為の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、大規模買付者と協議・交渉を行うことができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

(別紙2)

### 独立委員会委員の略歴

本プラン継続時の独立委員会の委員は、以下の3名とします。

| 氏名     | 生年月日       | 略歴                                                                                                                                      |
|--------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 余田 幹 男 | 昭和22年4月21日 | 昭和46年4月 国税庁入庁<br>昭和53年7月 鹿屋税務署長<br>平成元年7月 熊本国税局調査査察部長<br>平成13年7月 国税庁徴収部長<br>平成14年8月 税理士開業（現任）<br>平成19年6月 当社社外監査役（現任）                    |
| 長谷川 明  | 昭和23年9月19日 | 昭和46年4月 神田税務署入署<br>平成5年7月 沼津税務署副署長<br>平成14年7月 鎌倉税務署長<br>平成18年7月 税務大学校副校長<br>平成19年3月 金沢国税局長<br>平成20年8月 税理士開業（現任）                         |
| 高野 一 郎 | 昭和31年5月8日  | 昭和62年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）<br>平成3年4月 東京永和法律事務所入所<br>平成17年6月 株式会社光通信社外監査役（現任）<br>平成19年3月 株式会社ダイナムホールディングス社外取締役（現任）<br>平成20年7月 高野法律事務所開業（現任） |

以上

## 新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び割当条件  
当社取締役会が定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く）1株につき新株予約権1個の割合で、新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会で定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数  
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の割当ての効力の生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会で別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以 上

(別紙4)

## 当社株式の状況 (平成23年1月31日現在)

1. 発行可能株式総数 96,000,000株
2. 発行済株式総数 24,832,857株
3. 株主数 2,963名
4. 大株主 (上位10名)

| 株主名                        | 当社への出資状況    |           |
|----------------------------|-------------|-----------|
|                            | 持株数         | 出資比率      |
| 丹青社取引先持株会                  | 千株<br>1,682 | %<br>6.77 |
| 株式会社みずほ銀行                  | 1,078       | 4.34      |
| 株式会社三井住友銀行                 | 1,028       | 4.14      |
| 第一生命保険株式会社                 | 978         | 3.93      |
| 日本生命保険相互会社                 | 926         | 3.73      |
| 丹青社従業員持株会                  | 894         | 3.60      |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 786         | 3.16      |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行              | 760         | 3.06      |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)   | 491         | 1.97      |
| 佐藤正                        | 436         | 1.75      |

以上

## 株主総会会場ご案内図



所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目1番1号

電話 03(3667)1111

- 水天宮前駅（半蔵門線）とホテルが直結しております。
- 人形町駅（日比谷線・都営浅草線）より…徒歩5分
- 茅場町駅（東西線・日比谷線）より……………徒歩8分
- 浜町駅（都営新宿線）より……………徒歩8分